

横網町公園マネジメントプラン

横網町公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	13-3
I 横網町公園の基本的事項	13-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 横網町公園の開園概要	13-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 横網町公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	13-7
2 取組方針	13-8
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	13-15
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
横網町公園の現況写真	
<資料編>	13-19
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 横網町公園に関する資料	



はじめに

「横網町公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 横網町公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

都立横網町公園は、1つの都市計画公園の一部が1つの都立公園として開園している。

- ・名称 東京都市計画公園第7・8・16号隅田川公園
- ・位置 中央区日本橋浜町二丁目地内、台東区花川戸一・二丁目、蔵前一・二・三丁目、浅草七丁目、今戸一丁目、墨田区向島一・二・五丁目、横網一・二丁目、東駒形一丁目、吾妻橋一丁目、本所一丁目、両国一丁目、千歳一丁目及び江東区新大橋一丁目各地内
- ・面積 103.5ha
- ・種別 特殊公園（風致）
- ・決定告示 （当初）昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
（最終）昭和46年7月9日 東京都告示第739号

(2) 横網町公園の基本的な性格・役割

本公園は、東京区部東側を流れる隅田川とその周辺を含む都市計画公園である。計画面積約104haの区域には、隅田川公園、浜町公園、旧安田庭園、横網町公園などの小規模な緑地群を配置し、東京都東部に南北に連なる「水と緑の骨格」を形成することで、大きな役割を担っている。東京都では、都市計画隅田川公園の区域のうち、中央部に位置する約2haの区域について、都立横網町公園を開設し、都民の利用に供している。

本公園は、東京の震災及び戦災のメモリアルパークとして被災者の霊を供養し、また東京を復興させた大事業を記念することを目的に造成された特殊公園である。元陸軍被服廠跡であり、関東大震災での惨状は広く知られている。園内には、東京都慰霊堂をはじめ、東京都復興記念館、東京大空襲犠牲者追悼碑などの施設があることから、建物の占める割合が比較的高い公園である。緑地空間としては日本庭園、子供の遊び場、および外周部の樹林地等がある。東京都慰霊堂、東京都復興記念館などへは多くの参拝者や見学者が訪れている。一方、遊具広場では日常的に地域の子供たちを中心としたレクリエーション利用等が行われている。なお、東京都慰霊堂及び東京都復興記念館は、平成11年には、東京都景観条例により「都選定歴史的建造物」に選定されており、横網町公園は平成30年に、東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に指定された。

本園に隣接して、旧安田庭園、江戸東京博物館や両国国技館などがあり、様々な目的を持った利用が図られる立地にある。

なお、東京都地域防災計画及び墨田区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

2 過去の取組の成果等

(1) 過去の取組の成果

「横網町公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災用照明など、避難場所としての防災施設の整備を実施した。地域連携防災訓練の協力や、関東大震災90年の節目の年にスタートした「首都防災ウィーク」を多くの共催団体と連携して実施した。また、慰霊堂及び復興記念館の耐震補強工事を行った。

○平和を祈念する場としての都立公園

記憶の継承として取り組んでいる横網町周辺の震災・戦災遺構を訪ねる「ガイドツアー」を実施した。関東大震災後に、震災記念堂（当時）、復興記念館をはじめとする横網町公園諸施設の建設を行った財団法人東京震災記念事業協会の事業報告書「被服廠跡」を平易な新字体アーカイブとして、広くホームページ上で公開した。

(2) 横網町公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

～震災・戦災のメモリアルパークとしての社会的価値の向上～

- ・横網町公園の意義と存在を広く社会に情報発信
- ・慰霊の場としてふさわしい環境と多様な生物の生息環境の維持
- ・震災・戦災の悲惨な歴史を後世に伝え、防災意識の向上
- ・震災・戦災に関する貴重な資料の保存・修復と活用
- ・地域住民とのネットワークを大切に、安心安全に配慮した公園づくり

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・墨田区地域防災計画（令和3年度修正）

Ⅱ 横網町公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称 都立横網町公園（よこあみちょうこうえん）
開園日 昭和5年9月1日
開園面積 19,579.53 m²（令和4年9月1日現在）
公園種別 特殊公園・風致
所在地 墨田区横網二丁目
アクセス JR総武線「両国」下車、都営地下鉄大江戸線「両国」下車

(2) 主な公園施設

東京都慰霊堂、東京都復興記念館、慰霊碑、日本庭園

2 利用状況等

(1) 利用概況

主な利用者は、震災・戦災被災者の遺族等、復興記念館見学の小学生等の団体、日常的に訪れる地域住民、隣接する他の文化施設の利用者などに大別される。日常的に訪れる地域住民は、朝、夕の犬の散歩などの利用が多い。

特定の利用として、大法要の際には多くの参拝者が訪れる。8月のお盆の時期も利用は多くなる傾向がある。

(2) 利用者数（推計値）

・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計 (人)	270,392	246,684	230,400	218,787	185,151

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	26,444	25,487	27,932	14,114	11,865	23,635
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
270,392	23,602	29,008	19,664	20,911	21,176	26,554

(3) 主な活動団体

該当なし。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「収穫祭（どんぐり祭）」 「ぼうさいスタンプラリー」などが行われた。

Ⅲ 横網町公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、防災訓練など災害発生を想定した取組や、非常用発電設備等の導入による防災関連施設の更なる機能強化・充実を図る。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定
避難場所（全域）
- ・墨田区地域防災計画による指定
避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：震災・戦災犠牲者の慰霊と惨禍の伝承の場としての都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

建設当初の意図を踏まえて、被災者を追悼し平和を祈念する場として、また将来再びこのような災禍を繰り返さないための警鐘として、東京都景観条例に基づく「都選定歴史的建造物」に選定された東京都慰霊堂や東京都復興記念館を維持・保全し、次世代に継承していくとともに、案内・広報等の充実を図り、本公園の歴史的意味を広く都民に伝承していく。

◎主な取組確認項目：維持・保全の取組、情報発信の取組

■目標3：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

日常的な施設清掃に加え、巡回やマナーアップの呼びかけ等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組

■目標 4：独自の魅力づくりに取り組む都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

公園の魅力を上向きさせ、利用促進につなげるため、公園の貴重な資源の価値を積極的に掘り起こし、公園独自の魅力をアピールしていく。

また、より多くの方々に公園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

◎主な取組確認項目：魅力発掘の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

B：遊具広場ゾーン

- ・子供の遊び場ゾーン
子どもの遊具等の利用のため、安全で快適な利用ができるよう対応していく。

D：入口広場ゾーン

- ・イチョウ並木のプロムナードが形成されているゾーン
大火の焰にも耐え甦生した公孫樹（イチョウ）を称えた大並木により印象深い入口広場の形成を図り、並木下での散歩や散策や休息等の利用に対応していく。

H：展示・学習ゾーン

- ・慰霊堂、復興記念館の記念建造物を中心にその前庭となるゾーン
当公園の中心的な広場であり、待合や休息等のほか、小規模なイベント利用に対応していく。

I：修景ゾーン

- ・日本庭園のあるゾーン
平和のシンボル公園として、格調の高い庭園を維持するとともに、憩いの空間としての利用に対応していく。

J：樹林ゾーン

- ・公園の東端部の樹林ゾーン
貴重な地域の緑空間として、良好な景観を維持していくとともに、災害時の延焼防止機能の役割に対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部

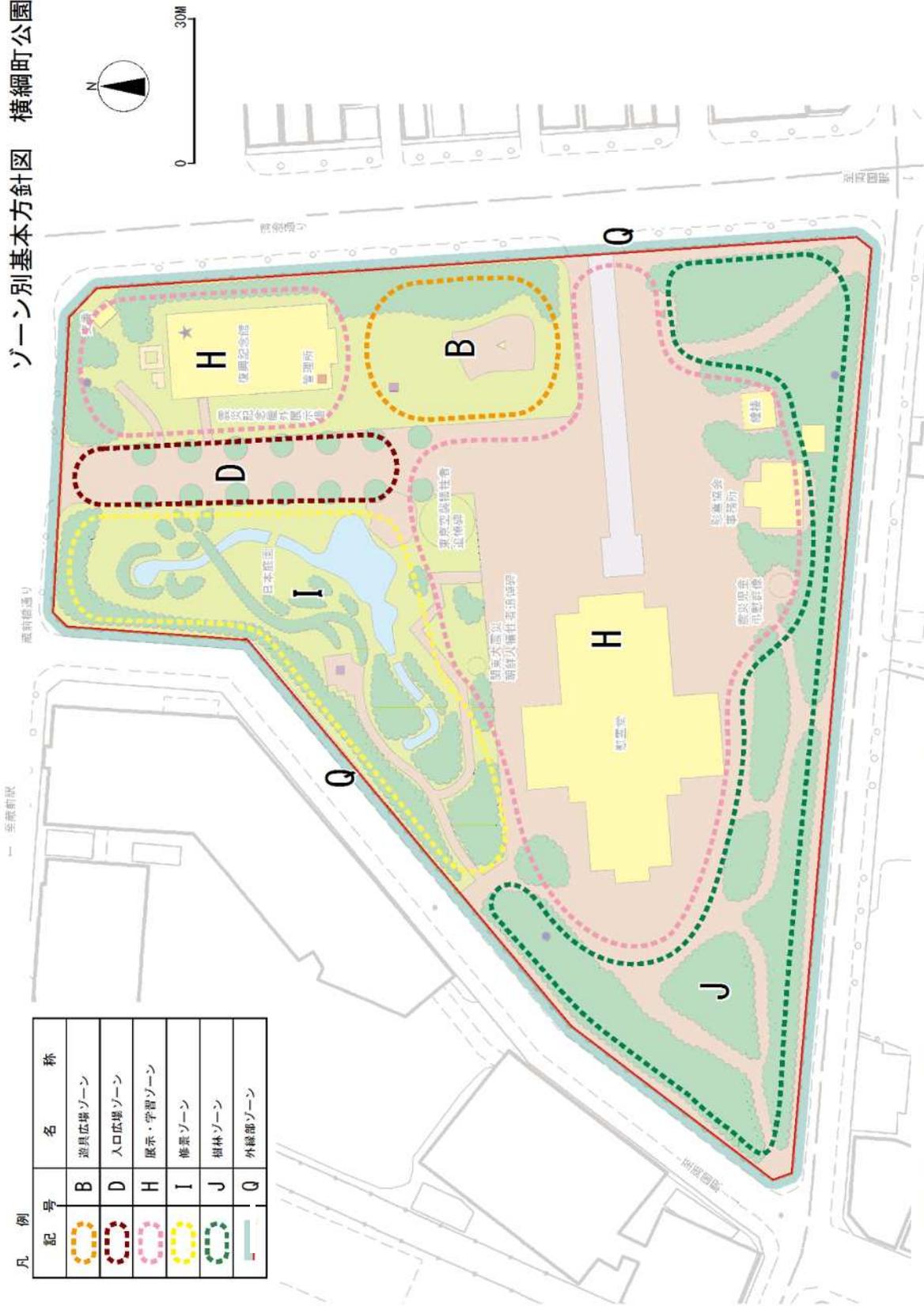
本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図る。区画道路を介して住宅地等に面する箇所では、見通しを確保し、良好な景観の提供に対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 横綱町公園



凡例	記号	名称
	B	迎真広場ゾーン
	D	入口広場ゾーン
	H	展示・学習ゾーン
	I	修業ゾーン
	J	樹林ゾーン
	Q	外縁部ゾーン

この計画は、東京都知事の承認を受けて、東京都調尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。(承認番号) 76都申基交第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①慰霊の場にふさわしい公園としての施設や植物の維持管理

本公園の役割を踏まえ、風格を保つことを念頭に維持管理していく。東京都慰霊堂や東京都復興記念館は東京都景観条例により「都選定歴史的建造物」に選定されており、文化的な価値にも注意して管理する。

②良好な緑地環境の維持

樹林地と園内全体の明るさのバランスを取るための樹木剪定等を行う。

日本庭園については、庭園にふさわしい樹種の植栽、樹木剪定等による見通しの改善、池の水質の向上などにより、修景ゾーンとしての良好な景観を保つ。

③遊具広場の安全性確保

子どもたちが安心して遊ぶことのできる公園として、地域住民等に親しまれていることから、遊具広場ゾーンの安全性の確保に努める。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①催事等への対応

毎年、9月1日の震災記念日（関東大震災が発生した日）と3月10日の東京都平和の日（東京大空襲があった日）には、大法要が行なわれている。平和を祈念するとともに防災の重要性を再認識する催事であるとの認識のもとに対応していく。

②イベントの開催と情報の発信

季節感のあるイベントの開催に取り組むことなどにより、情報発信に努め、利用促進を図っていく。

また、復興記念館の展示物や解説の適切な維持・更新などにより、本公園の歴史的意味を伝承していく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

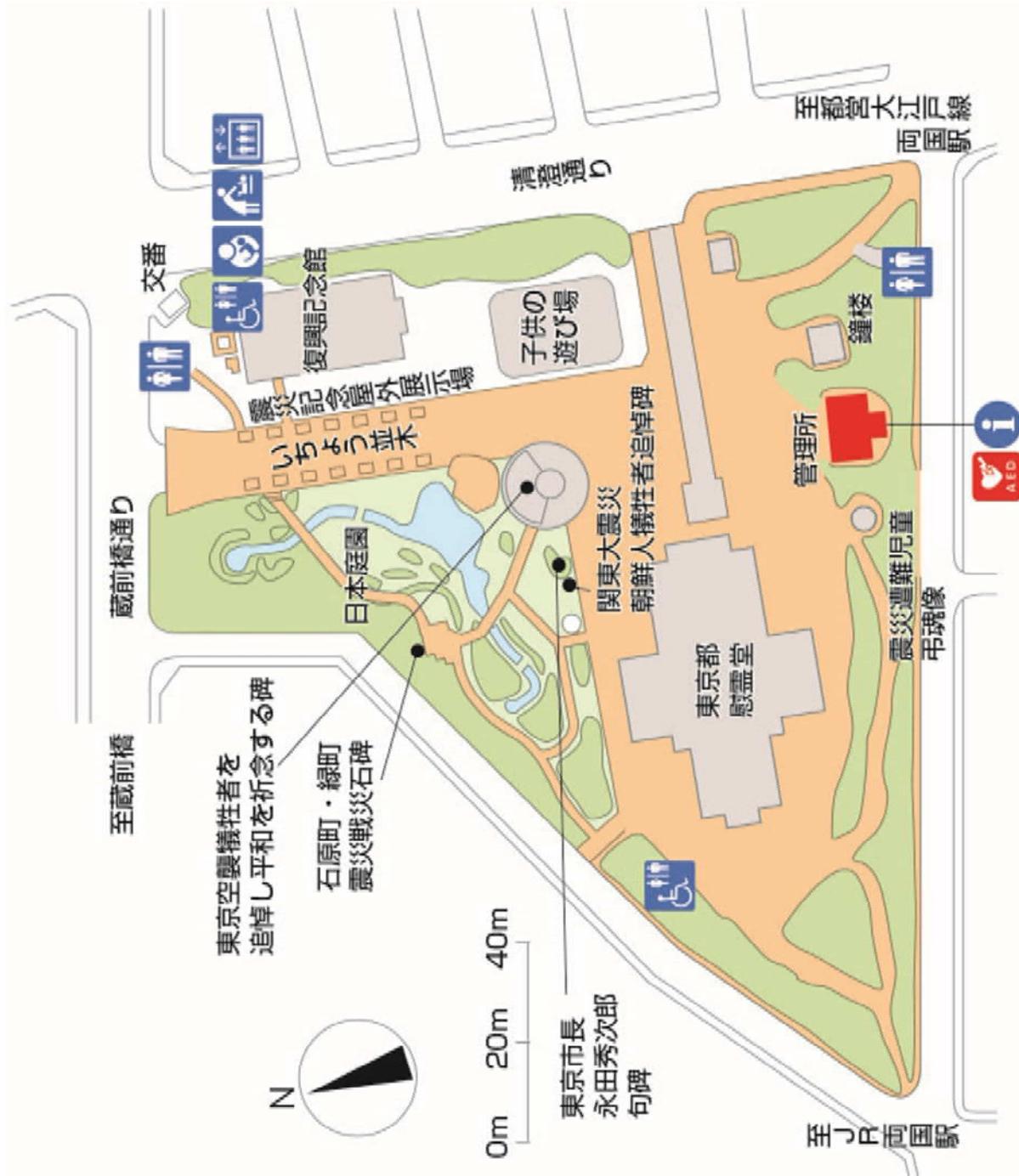
公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化、充実に向け、非常用発電設備等の防災関連施設の計画的な整備を行う。

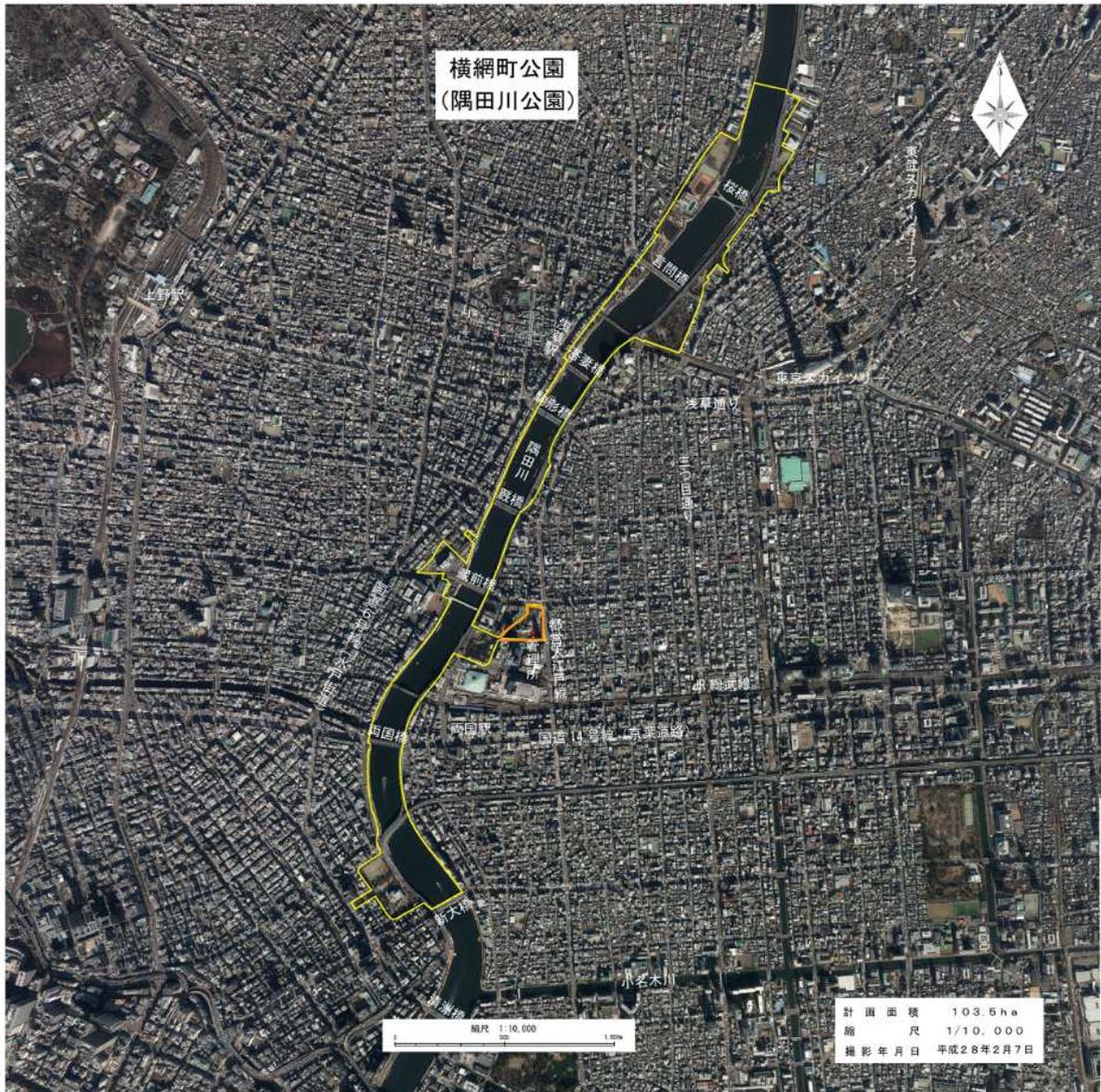
IV 図面・写真

現況平面図 横網町公園（令和3年4月1日時点）



周辺土地利用図（空中写真）

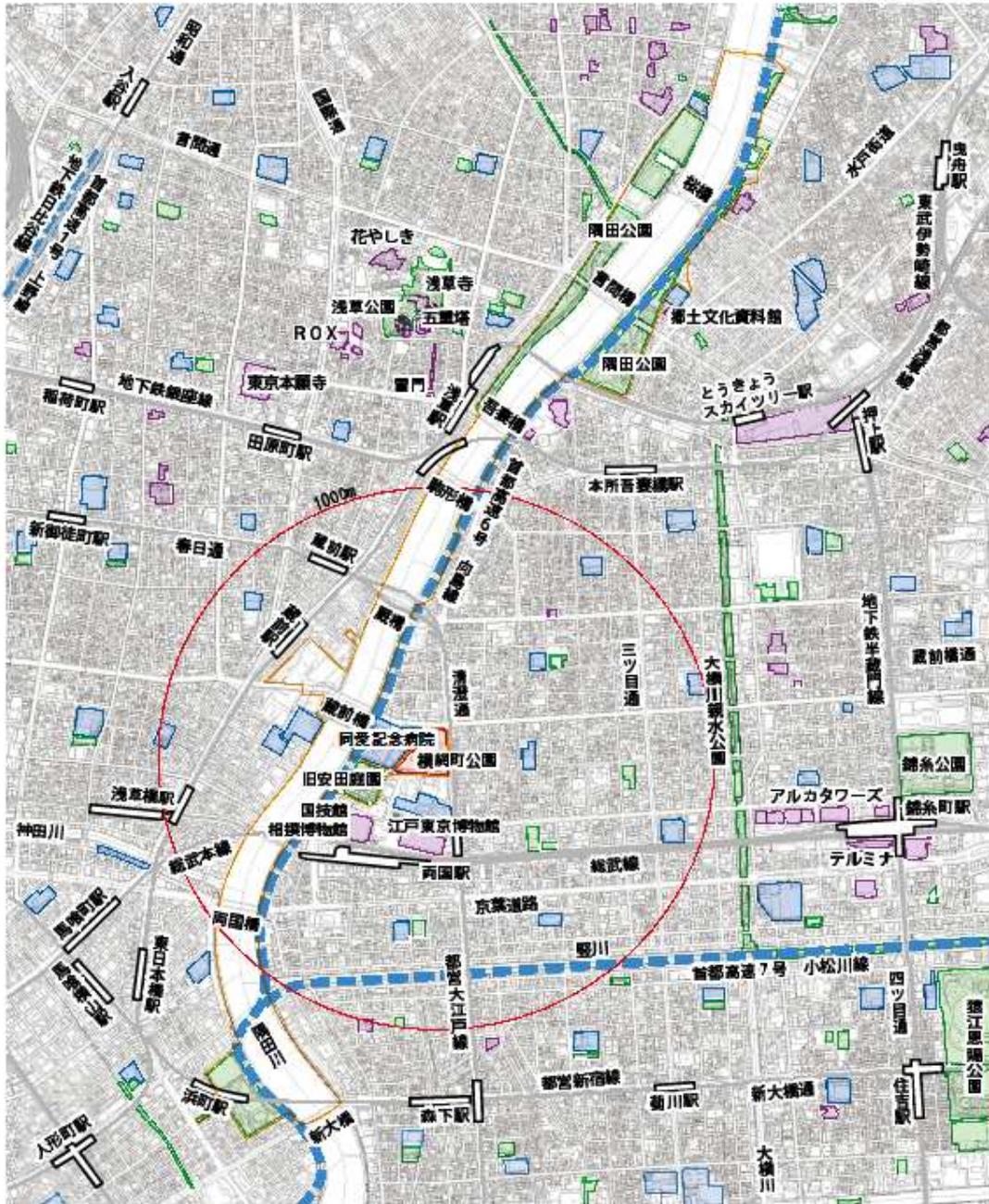
横網町公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

周辺土地利用図（地図）

横網町公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作成したものである。（承認番号）26都市基文第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 公園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



横網町公園の現況写真（令和4年6月撮影）

①復興記念館（昭和6年建築）



⑤幽冥鐘と鐘楼



②日本庭園



⑥管理所（昭和5年建築）



③東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑



⑦震災遭難児童弔魂像



④子どもの遊び場



⑧東京都慰霊堂（昭和5年建築）

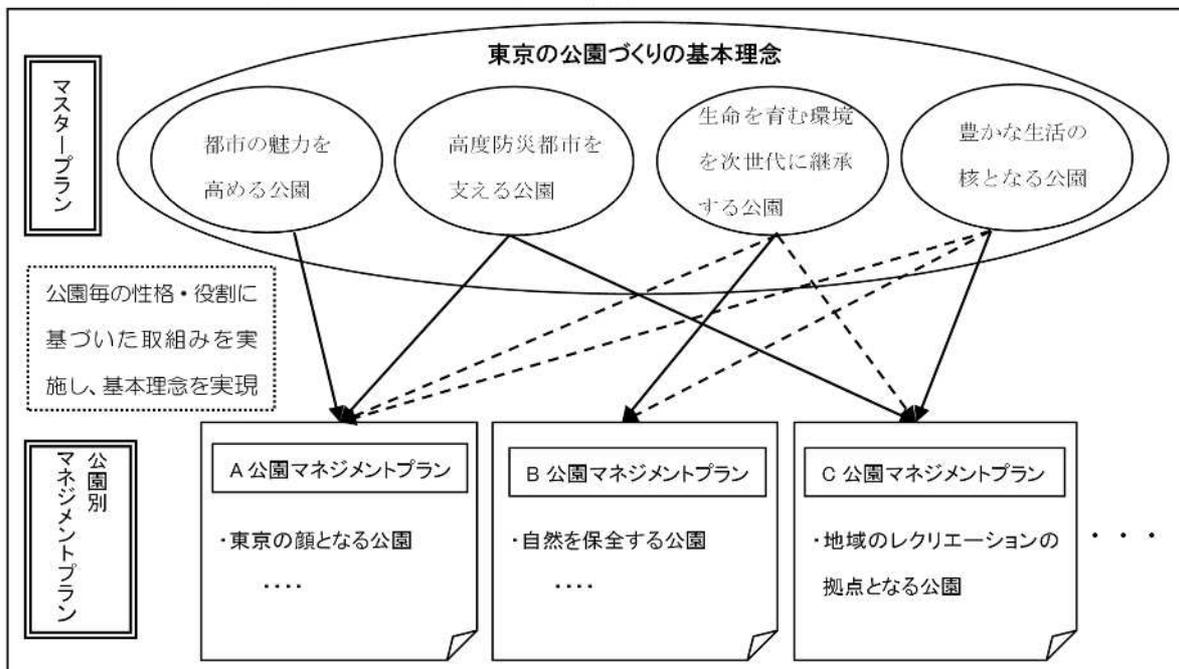


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、横網町公園が担うことになるプログラムには◎を、横網町公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 横網町公園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
園都基本理念1 市の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○	
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成 快適な「おもてなし」空間の形成	○	
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上 指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
高度基本理念2 都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備 救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎	
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実 災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎	
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策 公園等の建築物の耐震化	◎	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上 公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○	
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復 ホームレスの自立支援と公園機能の回復	○	
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
(3)安全・安心な公園とするための取組み 公園施設の適切な点検と維持・更新		◎		
		環境負荷の少ない公園づくり	○	
に生命基本理念3 育念を育む公園環境を次世代	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成 既存公園の再生整備	○	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用 自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○	
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな基本理念4 生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映 都民ニーズの把握と施策への反映	○	
		(2)公園の魅力発現事業の展開 公園利用のアイデア募集	○	
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用 子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり	○ ○	
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化 公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎	
		(2)都民からの寄付の受入れ 公園・動物園サポーター制度の実施	○	
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進 ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎	
			鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○
	(4)都立公園を支える人材の育成 都立公園を支える人材の育成	○		

資料 2 横網町公園に関する資料

(1) 公園の沿革

大正 11 年 1922 年	陸軍被服廠移転に伴い、跡地買収し、公園造成を開始
大正 13 年 4 月 1924 年	震災復興計画の一環として隅田川公園が計画決定された(内務省告示第 170 号)
大正 14 年 1925 年	中華民国仏教団から弔霊鐘が寄贈される
昭和 5 年 9 月 1930 年	震災記念堂が東京都震災記念事業教会より東京市へ引き継がれ、東京市告示第 44 号により開園
昭和 6 年 8 月 1931 年	納骨堂設置
昭和 20 年 3 月 1945 年	東京大空襲での殉難者を当公園その他 130 箇所に仮埋葬
昭和 21 年 4 月 1946 年	安田庭園並びに横網町公園を隅田川公園の計画区域に含めた(震災復興院告示第 14 号)
昭和 26 年 8 月 1951 年	建公発第 426 号をもって震災記念堂を東京都慰霊堂と改名
昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、新たな都市計画上の位置づけがなされる(都市計画隅田川公園計画決定)
昭和 36 年 9 月 1962 年	震災遭難児童弔慰像が再建
昭和 46 年 7 月 1971 年	東京都告示第 739 号により、都市計画変更
昭和 49 年 4 月 1974 年	防災思想の普及を図るため、入館料を無料とする
昭和 61 年～62 年 1986～1987 年	復興記念館の設備補修工事
平成 4 年 2 月 1992 年	語り部の館(パーゴラ)設置
平成 11 年 1999 年	東京都景観条例により東京都慰霊堂及び東京都復興記念館が「都選定歴史的建造物」に選定された。
平成 13 年 3 月 2001 年	生活文化局所管の「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」が設置
平成 30 年 2018 年	東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められる。

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・当公園は安田庭園を挟んで隅田川に隣接し、江東デルタ地帯に位置している。
- ・敷地は全体にほぼ平坦で、地形変化には乏しい。
- ・開園時からの緑は、年月により濃密な緑の帯として成育しており、密集市街地に囲まれていて、公園配置も乏しい墨東地域においては、小規模ではあるが貴重な緑の憩いの空間として機能している。

- ・昭和6年に震災記念館が出来、現在の公園になっており、第2次大戦でも焼失はまぬがれて、当時の樹木として、イチョウ、スダジイが考えられる。

2) 社会的環境

- ・近接地には両国国技館や旧安田庭園、江戸東京博物館があり、知名度のある地域である。
- ・交通条件は、南西400mにJR総武線両国駅、南200mに都営地下鉄大江戸線両国駅がある。
- ・隅田川は西へ100mほどの距離にあるが、関連性は乏しい。差し向かいの旧安田庭園は無料公開されている。

(3) 園内のトピックス

①東京都慰霊堂（（公財）東京都慰霊協会へ管理許可）

大正13年12月建造物、庭園の計画・設計の懸賞募集が行われ、大正14年3月一等が決定された。一等作品は大理石・ステンドグラスなどを使った洋風のものであったため、仏教連合会より「西洋建築の模倣であり、日本固有の思想信仰に合致しない」という建議書が提出された。事業協会は寄附による建設という趣旨から、懸賞の審査委員であった伊藤忠太ほか3名の各氏により設計変更がなされ、純日本風の耐震耐火構造により昭和5年9月1日東京市に引き継がれた。現在震災遭遇者の58,000人の遺骨と、東京大空襲（昭和20年3月10日）による殉教者、身元不明者遺骨を合わせて162,600体の遺骨が安置されている。

なお、東京都慰霊堂は、東京都景観条例により、平成11年に「都選定歴史的建造物」に選定されている。

②東京都復興記念館と震災記念屋外展示場

震災の惨禍の記録を後世に伝え、また焦土を復興させた当時の大事業を記念するために、昭和6年に開設され、館内には震災記念遺品をはじめ、当時の状況を伝える写真、絵画などが展示されている。また屋内外に焼けて壊れた鉄製品なども展示されている。

なお、東京都復興記念館は、東京都景観条例により、平成11年に「都選定歴史的建造物」に選定されている。

③東京空襲犠牲者追悼碑（生活文化局へ設置許可）

東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑は東京空襲の史実を風化させることなく、今日の平和と繁栄が尊い犠牲の上に築き上げられていることを次世代に語りつぎ、平和が長く続くことを記念するものとして平成13年に建設された。建設するに当たっては「東京の大空襲犠牲者を追悼し平和を願う会」の呼びかけにより、多くの方々からの寄付によった。碑内部には東京空襲で犠牲になった方々を記名した記録「東京空襲犠牲者名簿」が納められている。

④関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑

1923（大正12）年9月1日地震発生翌2日ごろから、朝鮮人が暴動を起し放火しているという流言蜚語が非常な勢いで拡大した。町々には自警団が組織され、朝鮮人（や朝鮮人に誤られた日本人）多数が殺害された、その方々への追悼碑。

⑤鐘楼

幽冥鐘：関東大震災により遭難死した死者追悼のため、中国の仏教徒が寄贈した釣鐘。震災の悲惨な凶報が伝わった中国では、杭州西湖の招賢寺及び上海麦根路の玉仏寺で、それぞれ念仏法要が営まれ、中国在留の同胞に対しても参拝を促した。また、

各方面の回向が終わったのちは、「幽冥鐘一隻を鑄造して、これを日本の災區に送って長年に亘って撃撞し、この鐘声の功德によって永らく幽都の苦を免れしめむ」と宣言した。その後災情が日を経るに従い甚大であることが明らかになったので仏教普濟日災会の代表二名が来日し、京浜両地区の慰問を行い、これと同時に我が国の外務大臣並びに仏教連合会に梵鐘の寄贈を申し出たものである。

⑥イチョウ並木

大火の焔にも耐え甦生した公孫樹(イチョウ)を称えた大並木が植えられてある。

⑦日本庭園

震災災害時多くの人々を救った日本風林泉を記念した庭園。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	17	13	16	7	10
映画等の撮影	3	2	13	5	4
その他	12	13	26	37	29

2) 主な催し物(令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	端午の節句	4~5月	—
	2	苔のミニガーデンづくり講習会	7月	6
	3	藍の生葉染め講習会	8月	11
	4	お月見の会	9月	—
	5	収穫祭(どんぐり祭)	11月	150
	6	クリスマスリース作り講習会	12月	14
	7	春の七草鉢植え講習会	12月	15
自主事業	1	ぼうさいスタンプラリー	7月	84
	2	首都防災ウイーク(オンライン講習)	9月	1311
	3	まちあるきガイドツアー	11月	11
都民協働	1	花壇草花植付	11月	11
その他	1	慰霊祭	8月	—
	2	東京空襲犠牲者祈念碑の公開	3月	—